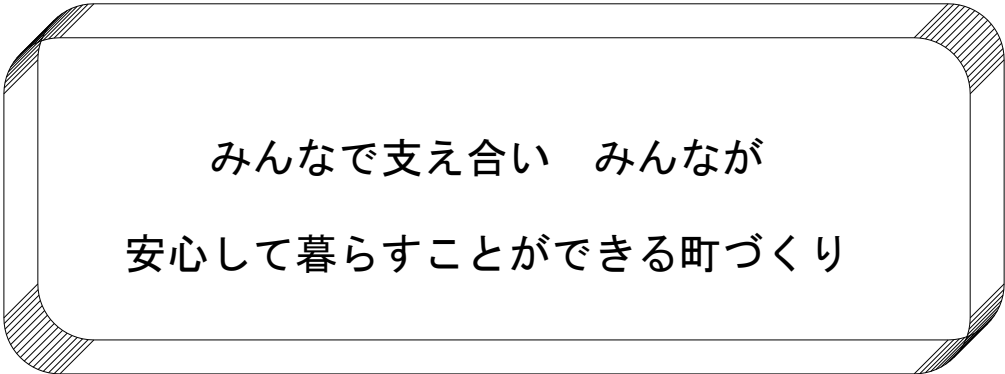


# 第1期 鏡石町地域福祉活動計画

2019年度～2023年度 5ヶ年計画



みんなで支え合い みんなが  
安心して暮らすことができる町づくり

平成31年3月

社会福祉法人 鏡石町社会福祉協議会

## あいさつ

近年、少子高齢化の急速な進展する中で、核家族世帯、一人暮らし世帯の増加などにより近隣との結びつきや地域社会との関わりの希薄化、子どもの貧困対策など社会環境は大きく変化しています。

このような中、様々な福祉課題や生活課題を抱える人が増加し、公的制度だけでは、多様化・複雑化するニーズに応えることが難しくなってきました。

これからのまちづくりは、住民だれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるような社会を築いていくことが求められています。そのためには、地域住民と福祉関係者が連動しながら、地域の福祉力を一層高めていくことが重要です。

こうしたことから、鏡石町社会福祉協議会では、今回、住民の皆様や関係団体、関係機関が地域福祉向上のために具体的にどういった活動を行っていくかという行動計画（アクションプラン）として、2019年から2023年までの5年を計画推進期間とする「第1期鏡石町地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画を効果的に推進していくためには、地域での支え合い・助け合いを通して地域の状況や強みを生かしていくことが必要です。そして、身近な人の協力を通じて、地域の課題・問題を「我が事」のようにとらえ、「丸ごと」対応できる地域社会の実現を目指した地域づくりを進めるため、住民の皆様のご支援、ご協力が欠かせません。今後もお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました住民の皆様並びに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 鏡石町社会福祉協議会  
会 長 小 貫 忠 男

## 目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	地域福祉活動計画とは	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
第2章	町の現状と課題	
1	鏡石町の福祉を取り巻く状況	3
2	アンケート調査からみえる課題	5
第3章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	12
2	計画の基本目標	12
3	計画の展開（施策体系図）	13
第4章	基本目標（取り組みの方策）	
基本目標1	共に支え合いながら安全・安心して過ごせる地域づくり	14
基本目標2	生活課題を解決する仕組みづくり	19
基本目標3	健康・長寿と生きがいにつながる仲間づくり	22
基本目標4	子ども・子育てに係る支え合いの関係づくり	25
第5章	計画の推進と進行管理	
1	計画の進行管理	28
2	計画の周知・広報	28
第6章	付属資料	
資料1	鏡石町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
資料2	鏡石町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	

# 第1章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会だけでなく地域住民や様々な福祉活動を行う団体などとの「協働計画」の性格を持ち、それぞれが「地域福祉活動の担い手」として主体的に策定に参画する民間の活動計画です。

したがって、さまざまな活動を通してその現況と課題を明らかにし、子どもから高齢者まで地域住民一人ひとりが福祉を自分達の問題として捉え、より良い地域社会の構築をめざすことを目的に地域福祉活動計画を策定します。

### 「地域福祉活動計画」とは・・・

わが「まち」の生活・福祉課題の解決に向けた地域住民、当事者、ボランティア・NPO・民間福祉関係者などと社会福祉協議会とでつくる「福祉のまちづくり」の民間の行動計画（アクションプラン）です。

社会福祉協議会は計画策定の呼びかけ役であり、計画の「主体」は地域住民やボランティア、福祉関係者なども含みます。

## 2 計画策定の趣旨

今日、少子高齢化の進行による人口減少、世帯構成の変化による家族の小規模化、雇用情勢の変化等を背景とした地域社会の変化等を背景に、一人ひとりの生活課題や地域社会の課題は増大複雑化しています。そして、これらの課題に応じた福祉関係制度の改正による、柔軟な地域福祉活動の推進が求められています。特に、介護保険制度の改正においては、地域包括ケアシステムの構築に向け、これまでの制度を中心とした考え方から、地域住民が主体的に行う福祉の地域づくりの視点が、仕組みとして取り入れられるようになりました。

こうした中、鏡石町においても、地域には様々な「福祉課題」が潜在化しており、高齢者や障がい者、生活に困窮している方を始めとする要支援者を支えていく体制づくりを住民と共に考え、創りだすことが喫緊の課題となっています。

このことから、鏡石町社会福祉協議会（以下「鏡石町社協」という。）では、鏡石町の地域特性を捉え、地域住民一人ひとりが住みなれた地域において安心して生活ができるよう、共に支え合い町民が主体的に地域福祉活動を推進する活動計画「鏡石町地域福祉活動計画」を、行政計画と連携・連動し、町民・福祉団体・NPO・企業・行政などと協働しながら策定し、地域福祉を一層推進していきます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、計画期間における地域福祉を推進する「基本理念」、「基本目標」に基づき、「取り組みの方向性」を明らかにし、町民や地域の多様な団体等の連携・協働による活動を推進していくことをねらいとして、地域住民や各種団体が主体的に活動・行動する計画です。

### 4 計画の期間

本計画は、2019年度から2023年度までの5ヶ年計画とします。ただし、計画期間内においても、適時、評価・見直しを行うとともに、国や福島県、鏡石町の動向及び社会経済情勢や福祉制度等の変化により必要となった場合にも見直しを行います。

## 第2章 町の現状と課題

## 第2章 町の現状と課題

### 1 鏡石町の福祉を取り巻く状況

#### (1) 人口と高齢者の現状

鏡石町の人口は、2009年（平成21年）の13,055人を境に微減に転じており、2018年（平成30年）10月1日現在の総人口は12,668人です。このうち高齢者数（65歳以上）は3,352人で毎年増加を続けており、高齢化率は26.5%と総人口の4人に1人の割合を超えています。また、第2号被保険者（40～64歳）は4,142人で、人口比32.7%です。

2018年（平成30年）の高齢者の内訳をみると、前期高齢者は1,707人、後期高齢者は1,645人です。この3年間（2015年（平成27年）から2018年（平成30年））の増減をみると、前期高齢者は111人の増加、後期高齢者は86人の増加となっています。近年は人口の多い昭和20年代生まれの方が前期高齢者になる時期にあたり、こうした傾向はしばらく続くことが予測されます。

年齢別人口の推移

（単位：人、％）

区 分	2013年	2015年	2017年	2018年
	平成25年	平成27年	平成29年	平成30年
総人口	12,872	12,833	12,735	12,668
0歳～14歳	1,877	1,841	1,790	1,765
	(14.6)	(14.3)	(14.1)	(13.9)
15歳～39歳	3,773	3,640	3,497	3,409
	(29.3)	(28.4)	(27.5)	(26.9)
40歳～64歳	4,290	4,197	4,131	4,142
	(33.3)	(32.7)	(32.4)	(32.7)
65歳以上	2,932	3,155	3,317	3,352
	(22.8)	(24.6)	(26.0)	(26.5)
	65歳～74歳	1,449	1,596	1,704
	(11.3)	(12.4)	(13.4)	(13.5)
75歳以上	1,483	1,559	1,613	1,645
	(11.5)	(12.1)	(12.7)	(13.0)

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢3区分人口の推移

区 分	2013年	2015年	2017年	2018年
	平成25年	平成27年	平成29年	平成30年
0～14歳	1,877	1,841	1,790	1,765
15～64歳	8,063	7,837	7,328	7,551
65歳以上	2,932	3,155	3,317	3,352



(2) 要支援・要介護認定者の推移

2018年(平成30年)9月現在の認定者数は561人で、うち第1号被保険者は547人、第2号被保険者が14人となっています。高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の出現率をみると、16.7%となっています。

内訳は、要支援認定が155人で全認定者の27.6%、要介護認定が406人で72.4%となっています。また、要介護者では軽度の要介護1の方が118人と最も多く、認定者数の21.0%を占めています。

要支援・要介護認定者の推移

(単位：人)

区 分	2013年	2015年	2017年	2018年
	平成25年	平成27年	平成29年	平成30年
高齢者数	2,956	3,228	3,317	3,352
認定者数	493	544	558	561
要支援1	57	61	67	68
要支援2	75	77	67	87
要介護1	101	114	124	118
要介護2	79	74	63	54
要介護3	56	79	81	79
要介護4	73	67	83	86
要介護5	52	72	73	69
認定率(%)	16.7	16.9	16.8	16.7

資料：介護保険事業状況報告

(3) 障がいのある人の数の推移

障がいのある人の総数(重複含む)は、身体障がい者数(身体障害者手帳交付者数)は2013年(平成25年)を境に減少していましたが、2018年(平成30年)は増加しています。また、知的障がい者数(療育手帳交付者数)と精神障がい者数(精神保健福祉手帳交付者数)は増加傾向となっています。

障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

区 分	2013年	2015年	2017年	2018年
	平成25年	平成27年	平成29年	平成30年
身体障害者手帳	472	446	413	466
療育手帳	87	105	120	133
精神保健福祉手帳		48	61	80

資料：鏡石町福祉こども課

#### (4) 生活保護

高齢化の進展や扶養意識の低下、景気低迷・雇用情勢悪化の影響により、平成 21 年度以降、稼働年齢層のいる「その他の世帯」を中心として管内の保護率（被保護人員÷人口×1000）は増加傾向にありました。その後、東日本大震災後の復興需要に伴う雇用改善等に伴い平成 24 年度から保護率は減少に転じ、その後も景気の回復等を背景として小幅ながら減少傾向が続いています。

生活保護世帯数の状況

(単位：人)

区 分	2013 年	2015 年	2017 年	2018 年
	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年	平成 30 年
世 帯 数	66	58	62	58
世 帯 人 数	93	69	79	76
世帯保護率 (%)	7.4	5.5	6.4	6.2

資料：鏡石町福祉こども課

## 2 アンケート調査からみえる課題

### (1) 計画の策定手法

#### ①地域福祉活動計画に関するアンケート調査

本計画策定のため、地域福祉に関する町民の実態や意識、要望・意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、「地域福祉活動計画に関するアンケート調査」を実施しました。

- ・各行政区長を通じた町民意識調査
- ・民生委員児童委員を通じた町民意識調査
- ・老人クラブを通じた町民意識調査
- ・各種団体加入者等の町民意識調査

区 分	配布数	有効回収数	有効回収率
町内在住の 18 歳以上の男女	743部	668部	89.9%

#### ②活動計画策定委員からの意見聴取

策定委員会において、各委員から現状報告や課題提起、提案等をいただいたうえで、さらに職員検討部会で地域福祉に関する課題等について協議いたしました。

### (2) アンケートから見出された課題

#### ①地域における連帯感

近所付き合いの程度を年代別にみると、年代が上がるほど「ひんぱんに行き来がある」「何か困った時に助け合う」の割合が増しており、60歳代以上になると5割を超えて

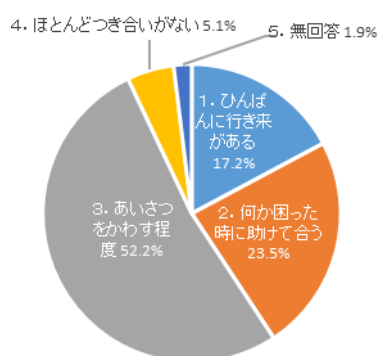
います。地域の人との関わりについては、隣近所との付き合いや助け合いは大切にしたい、地域の人との関わりを深めたいと感じている人が多い中、実際の近所付き合いでは、若年層においてやや希薄化している様子がうかがえます。

また、ご近所の付き合い方を家族構成別にみると、「ひんぱんに行き来がある」を選択しているのは夫婦のみの世帯の方でした。「何か困った時に助け合う」を選択しているのは3世代の世帯の方。「あいさつをかわす程度」を選択しているのは2世代の世帯の方。家族の人数に関わらず「ほとんどつき合いがない」の割合は少なく地域の人との関わりを持っている人が多い現状があります。

地域活動への参加状況は、年代が上がるほど「参加している」の割合が増えています。20歳代では3割程度の割合ですが、50歳代になると8割を超え、一番多く活動に参加している年代は70・80歳代で90%を超えています。

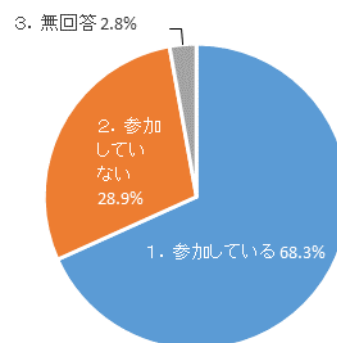
図表 1

あなたは、ご近所の方とどのようなつきあいをしていますか。



図表 2

あなたは地域活動に参加していますか。



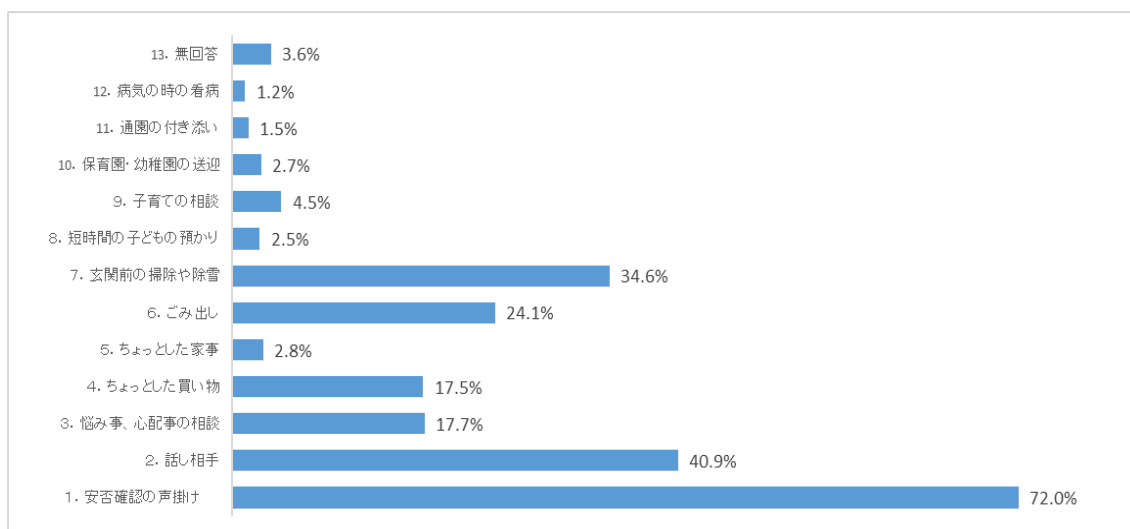
## ②ご近所の手助けについて

ご近所の手助けについては、自分のできることと、必要だと思うことの両方で「安否確認の声掛け」が30%と最も高く、次いで「話し相手」となっています。日常的な安否確認対策についても「となり近所の声かけ」が約4割と一番高く、気軽にできる手助けが最も有効で重要であることがうかがえます。

また、悩みや心配ごとの相談については、家族や知人・友人の割合が高い一方、関係機関への相談は非常に低い結果となっています。行政等の相談窓口は身近な相談機関となっていない現状が浮き彫りとなっています。また、困った時には助け合えるご近所であっても、悩みや心配ごとは相談しづらい傾向にあることがわかります。

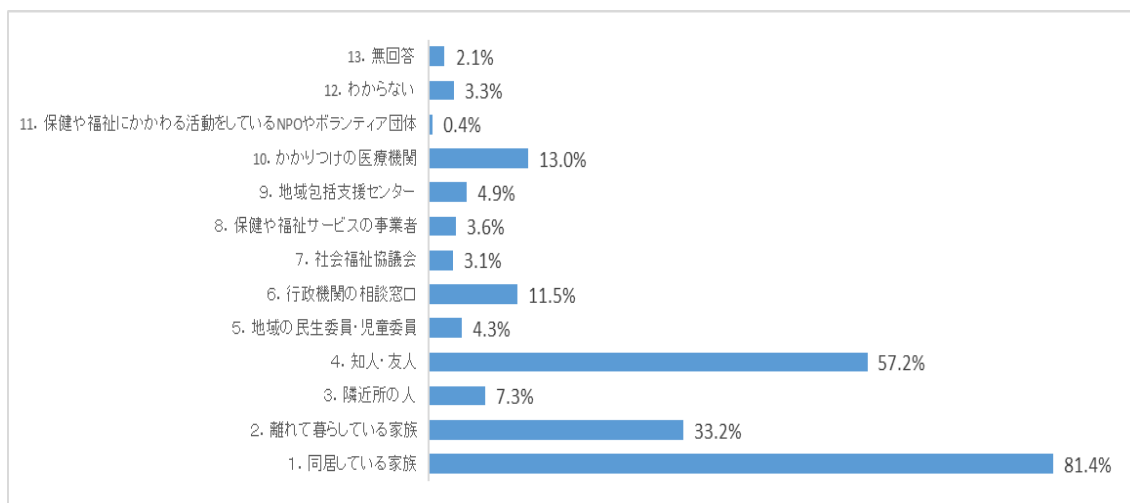
図表 3

隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができると思うことは何ですか。



図表 4

あなたが、悩みや心配ごとを相談する場合、主にどこに相談しますか。



### ③老後と介護について

老後の備えとして行っていることについては、「老後の生活費の準備」と充実した生活を送るための「健康づくりや生きがいづくり」が多くを占めています。そんな中「特に意識していない」の割合が22%あり、年齢層は10・20代の方で占めています。高齢になっても生きがいを持ちしっかりと健康寿命の延伸を意識した生活を送っていただきたいと思います。

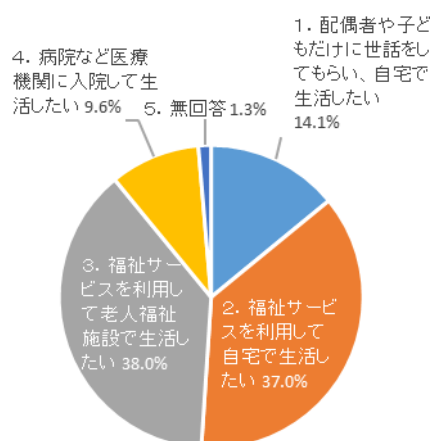
また、寝たきりになった場合の生活については、「老人福祉施設」で生活を希望する

割合が一番多い結果が出ていますが、福祉サービスを利用して自宅で生活したい割合もほぼ同じ結果を示しています。内閣府による高齢社会白書では、福祉サービスを利用して「自宅」での生活を望む人が多いと報告されています。

これから必要になると思われる福祉サービスでは「移送サービス」に次いで「総合的な相談支援サービス」が多いという結果が出ています。このことは、日常生活での交通機関の確保や総合的な相談窓口の開設など必要性があると思われれます。

図表 5

あなたが年をとって、もし、寝たきりになったら、どのような生活がしたいですか。

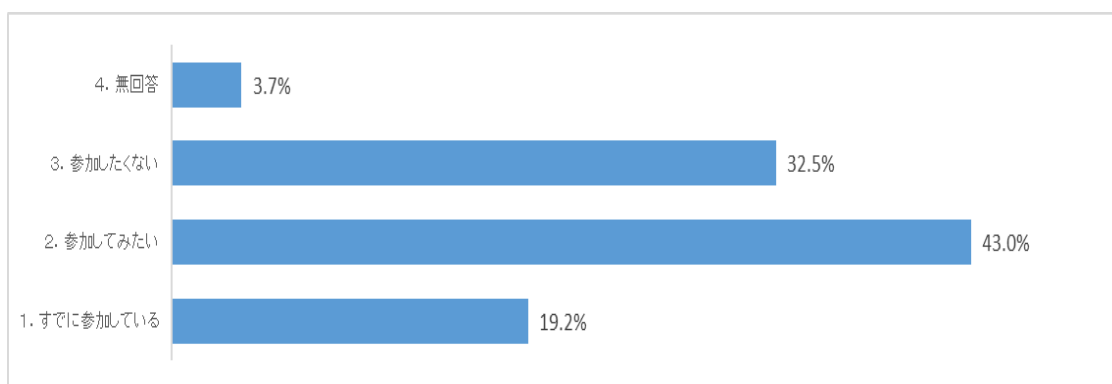


#### ④ ボランティア活動について

「ボランティア活動に関心がある」「実際に活動に参加している」人の割合は5割を占めており、気軽にボランティアが行われていることを示しています。年代別に見てみると「ボランティア活動にすでに参加している」「参加してみたい」の割合は、年齢が上がるにつれて次第に増えており、一番多かったのは70歳代の約90%でした。「実際に行っている」 または「行ってみたい」ボランティアについては、「公園の清掃や空き缶拾いなどの環境美化活動」の割合が最も多く、次いで「学校、子ども会などの子育て支援活動」でした。「災害時の救援ボランティア活動」の割合としてはそれほど多くはないものの、地域の防災組織で活動するなど、防災意識が比較的高いことがうかがえます。

図表 6

ボランティア活動に参加したいと思いますか。



#### ⑤ 社協の活動について

この度のアンケート調査では、社協が行う活動・支援で充実してほしいことは何ですか。「身近なところで相談ができる福祉総合相談」「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」が最も多く回答されました。しかし、悩みや心配ごとを相談する場合、「社協に相談する」と回答した人の割合は約11%と非常に低く、期待とは大きく異なった結果であることがわかります。

また、介護が必要となった時の相談相手としては、「親戚」や「友人・知人」に次いで「行政の職員」「地域包括支援センター」の割合が多くなっています。このことは、今後（5年～10年後）の不安について「日常の健康に不安」を感じている人の割合が非常に高かったことが関係していると考えられます。こうした結果を踏まえ、社協の福祉総合相談機能の基盤強化と身近に相談できる体制づくり、そして、住民のニーズに合った在宅サービスの充実が今後の課題であると言えます。

#### ⑥災害時の備えについて

災害時の避難の状況は、「避難できると思う」が約61%「避難できない」の割合が約36%となっており、半分以上の方が避難は「できる」という結果になっています。避難できない理由としては、「となり近所で助け合えるかわからない」が1位で、約2割を占めています。このことは、地域の人との関わりの必要性がとても重要であることをうかがわせています。続いて「避難所が分からない」「緊急時の情報が入らない」「支援してくれる人が分からない」の順となっており、約半分を占めています。

また、日ごろの話し合いや準備については、となり近所や要配慮者への「防災情報の収集」が一番多く、「日ごろからの挨拶や声かけ」が次いで多くなっています。避難できない理由で「となり近所で助け合えるかわからない」「支援してくれる人が分からない」の割合が39%という結果が出ており「災害時に支援を依頼する人を決めている」は1%という状況です。要配慮者の把握は各地域で進んではいますが、災害の発生時に『誰がどのように支援するか』というところまでは話し合われていない現状が浮き彫りとなっています。

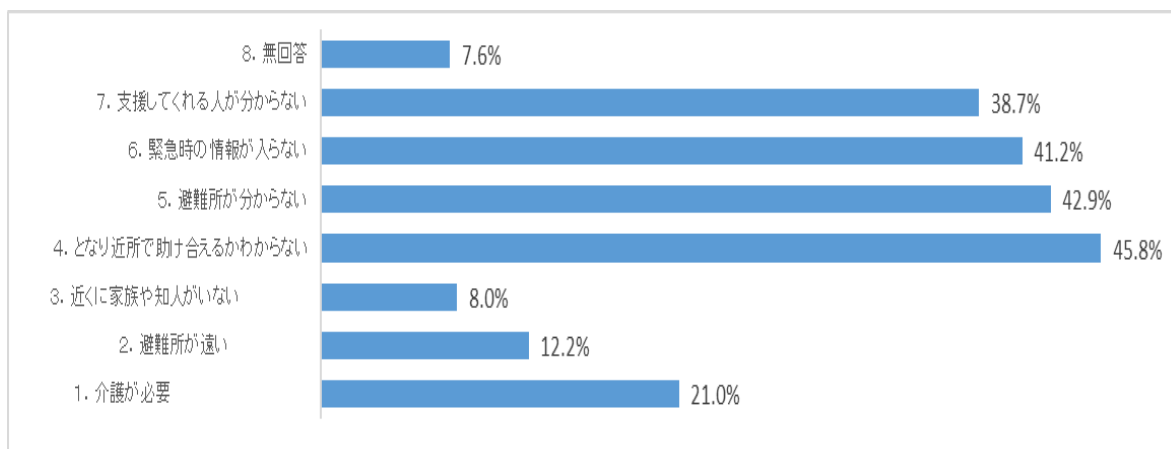
避難場所への移動に介助が必要な方の把握状況については、「しっかり把握している」「だいたい把握している」が合わせて26%と少ない状況です。上記のように介助や支援が必要な方で「避難できない」の割合は28%となっている状況です。

災害時に住民が支えあう地域づくりに必要だと思われる内容として、一番多かった回答が20%の割合で「手助けが必要なマップづくり」次に「自主防災組織の整備」でした。鏡石町においても、地域での防災訓練等の活動推進と周知徹底が急務であることが分かります。

今後必要なことは、地域の中だけでなく、住民と行政が自助、共助、公助の枠組みで一緒になって地域防災力の底上げにつながる具体的な検討の場を設け、協力体制を構築することが必要となっています。

図表 7

避難できない理由は何ですか。



### (3) 総評

#### ①助け合う気持ちを生かした取り組み

近所付き合いでは、「ひんぱんに行き来がある」から「あいさつする程度」の付き合いまで含めると、年代においてはそれぞれであるが、ほとんどの方が「近所付き合いがある」という結果でした。地域との関わりについては、「付き合いや助け合いを大切にしたい」という意識が高いと評価できます。今後とも、地域間のつながりを強化し、具体的な助け合いによる地域福祉活動を活性化する取り組みを支援していく必要があります。

#### ②新たな担い手の創出と活動内容・体制の充実

地域活動の参加では、身近な地域活動への参加は多くを占めていますが、地域で幅広い分野での活動が年々増えており、今後は、定年後の団塊の世代の社会参加の活性化はもちろんのこと、持続性のある地域福祉活動の発展のためには、働き盛り世代を取り入れた活動が求められています。地域での担い手不足や役員等の固定化を防ぐためにも新たな担い手の発掘を行い、働き盛り世代が参加しやすい活動を進める必要があります。

#### ③きめ細かな福祉施策の推進

社協は、地域に根差した活動を展開していますが、この度の地域福祉活動計画策定での社協への認知度はやや低い調査結果であると言わざるを得ません。また、悩みごとや心配ごとを相談する場合も、社協の認知度はとても低い結果となっています。この結果を真摯に受け止め、今後の社協の基盤強化と体制整備を改めて考え直す必要があります。

また、町民が抱える日常生活上の不安や悩みは、健康のことから老後のこと、経済的な問題、災害時の備えなど多岐にわたっており、町民一人ひとりの生活課題や問題を解決するための、きめ細かな相談体制や支援体制の充実が求められています。

今後、不安や悩みなどを抱えたときに、いつでも相談でき、ひとりで悩み続けること

がないような、きめ細かな福祉総合相談機能の設置が求められています。

#### ④災害など緊急時の備え

災害など緊急時の避難について、「避難できる」が6割を占めるという結果となっており、やや町民の不安感を感じている状況がうかがえます。災害など緊急時には、被害の状況に応じて救出などの迅速な対応が必要となり、隣近所などによる地域の初動体制の確立が必要です。このため、隣近所など身近な地域の中で、平常時からの要支援者・要援護者の把握と災害時の支援方法の検討が求められており、いざという時の安全かつ迅速に対応できる地域づくりが必要です。行政と地域住民が連携し、「災害時手助けが必要な方のマップづくり」「災害時手助けが必要な方の台帳整備」の取り組みが求められています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

みんなで支えあい みんなが安心して暮らすことができるまちづくり

### 2 計画の基本目標

基本理念の「みんなで支えあい みんなが安心して暮らすことができるまちづくり」を実現するため、次の4つの「基本目標」を定め、施策を推進していきます。

**基本目標1 共に支えあいながら安全・安心して過ごせる地域づくり**

すべての住民が住み慣れた地域で、助け合い、支え合いながら安心して暮らしていただける地域づくりを推進します。

**基本目標2 生活課題を解決する仕組みづくり**

すべての住民が住み慣れた地域で、人権を尊重し気軽に相談できる総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

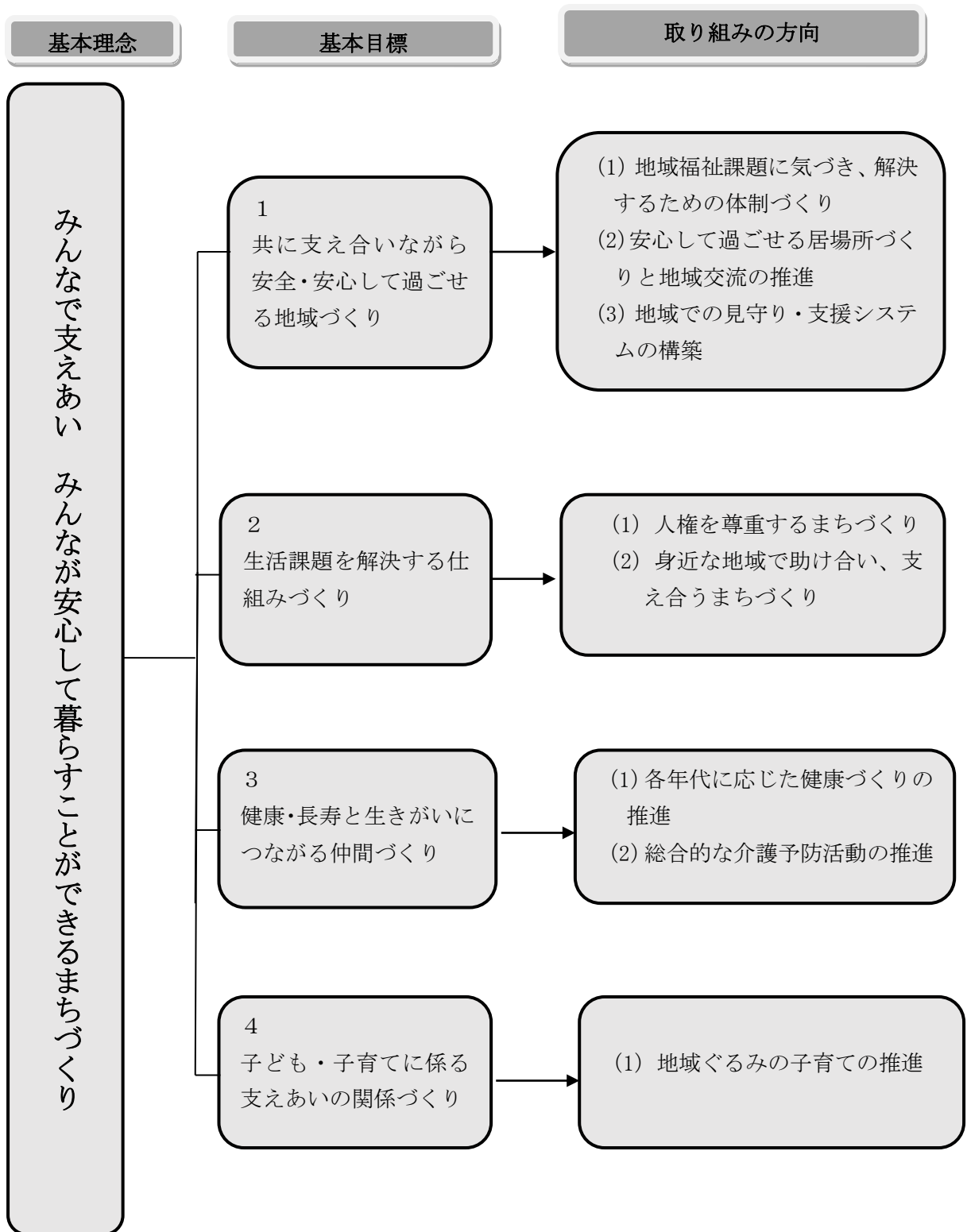
**基本目標3 健康・長寿と生きがいにつながる仲間づくり**

すべての住民が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が送られるよう総合的な介護予防活動事業を推進します。

**基本目標4 子ども・子育てに係る支え合いの関係づくり**

未来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、総合的な子ども・子育て支援、人づくりを推進します。

### 3 計画の展開（施策体系図）



## 第4章 基本目標（取り組みの方策）

## 第4章 基本目標（取り組みの方策）

### 基本目標1 共に支えあいながら安全・安心して過ごせる地域づくり

#### 【現状と課題】

少子高齢化の進行や人口減少など、地域住民を取り巻く環境は変化しています。そして、以前より家族、親族のきずなや地域の協力体制や関係が希薄になっており、以前のような隣組が協力して何かを行う機会は減少しています。

住み慣れた地域で安全・安心に暮らすためには、公的な支援はもちろんですが、身近な地域の支え合いが大切であるとともに支援体制の構築、日常生活における地域の福祉課題（公的な制度では解決しにくい身近な困りごとや課題）や災害等の緊急時の対応への意識向上が求められます。

#### （1）地域福祉課題に気づき、解決するための体制づくり

#### 【取り組みの方向性】




地域に暮らしている方々の知恵や工夫、自然に行われている支え合いや、身近な課題について、話し合う機会を持つことにより、地域が抱える様々な知恵や工夫・支え合い、福祉課題を地域住民が共有できるよう促します。そして、地域の知恵・工夫・支え合いを上手に育てて地域の福祉課題が大きな問題となる前に解決できるよう努めます。

#### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 様々な知恵や工夫、支えあい、地域の福祉課題に気づき、話し合う機会へ、積極的に参加しましょう。 ② 福祉について、みんなで学ぶ講座や研修へ、積極的に参加しましょう。 ③ 福祉課題を明確にし、解決に向けて取り組みましょう。
地 域	① 地域行事や集いの場（協議体、サロン、お茶会等）等について、地域住民に興味を持ってもらえるよう情報提供します。 ② 地域の福祉課題について、話し合う機会や場を提供し解決への取り組みを住民とともに進めます。
福 祉 団 体 民 間 事 業 者	① 福祉課題について、専門職による講座を実施し、話を聴き、助言を行います。
町 社 協	① 地域の中で、「支え合い」の仕組みづくりを進めます。 ② 福祉課題への気づき、話し合うための機会づくりを支援します。

	③ 集いの場に出向き、住民の日ごろの暮らしぶりを情報収集します。 ④ 地域の資源を発見し、活用できるよう支援します。 ⑤ 地域福祉に関する情報を分かりやすい形で提供します。
町	① 地域包括支援センター、町社協とともに地域の中で支え合うまちづくりを支援します。 ② 出前講座などで地域福祉に関する情報提供を行い、住民の意識啓発を行います。

### 【町社協の活動計画】

実施計画	内容	31	32	33	34	35
地域づくりの推進 (協議体の運営)	地域住民を主体とし、地域の資源や課題について話し合いを行い、解決に向けて支援する。	内容検討・実施 				
生活支援コーディネーターの配置	地域の集いの場に出向き、日ごろの生活ぶりや活用している社会資源、困りごと等の意見を吸い上げ、協議体の場で情報提供を行う。	内容検討・実施 				
情報提供の充実化 (町社協広報誌「ほのぼの」発行)	町社協広報誌により、地域の福祉情報、ボランティア情報、町社協の取り組み等を掲載し、地域福祉に関する情報提供を行う。	継続・実施 				

### (2) 安心して過ごせる居場所づくりと地域交流の推進

#### 【取り組みの方向性】

地域とのつながりが希薄となり、自宅へ閉じこもり、孤立してしまう方々に対して、外出のきっかけをつくります。そして、安心して過ごせる、仲間づくりの場所としてのサロン活動を支援します。

また、隣近所同士の良好な関係や住みやすい地域づくりには、行政区、班組織、ボランティア組織が大きな役割を持っています。地域の中で世代を超えて“顔の見える”住民相互の円滑な関係づくりを進めていきます。

#### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 積極的にあいさつや声かけを行いましょう。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>② さまざまな地域活動に参加し、世代間交流に努めましょう。</li> <li>③ 転入してきた人が地域になじめるよう働きかけをしましょう。</li> <li>④ ボランティアを学び、自身にできるボランティア活動から始めましょう。</li> <li>⑤ 隣近所と仲良く「お互い様」の気持ちで助け合いましょう。</li> </ul>
地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幅広い年代が集える機会をつくり、参加の呼びかけに努めます。</li> <li>② 町内会単位での自主的なサロンを開催します。</li> <li>③ 老人クラブ、ボランティア団体等の取り組みの活性化を図ります。</li> <li>④ 町内会や隣組単位での支え合いの仕組みをつくります。</li> </ul>
福 祉 団 体 民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域のサロンに出向き、専門職としての助言を行います。</li> <li>② 必要に応じて各関係機関と連携を図り、必要な支援を検討します。</li> <li>③ 誰もが暮らしやすい町を目指して、障がいや認知症などの理解や交流を深めるよう啓発します。</li> </ul>
町 社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>① いきいきサロンを推進し、未実施地区でも開催できるよう支援します。</li> <li>② 子どもからお年寄り、障がいのある方などが一緒に楽しめる各地域での集いを支援します。</li> <li>③ サロンの要望により、講師を派遣します。</li> <li>④ 住民が主体的に行う地域福祉活動の場へ出向き、地域の方が活用できるよう「見える化」します。</li> <li>⑤ 地域間のつながりを強化し、具体的な助け合いによる地域福祉活動を活性化する取り組みを行います。</li> <li>⑥ 外出のきっかけづくりとして、定期的に日常生活での交通機関の確保ができるよう支援します。</li> <li>⑦ 町のボランティア団体を支援します。</li> <li>⑧ 住民に対し、ボランティア活動について学ぶことが出来る公開講座やイベントを企画し、新たな担い手の発掘に努めます。</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 様々な機関等による包括的生活支援サービスの提供体制の構築に努めます。</li> <li>② 補助事業等により、各地区でのサロン立ち上げ、実施を支援します。</li> <li>③ いきいきサロン推進のため、支援します。</li> <li>④ 多様な世代の交流イベントやスポーツ大会等に関しては、関係機関と連携のうえ、検討します。</li> </ul>

**【町社協の活動計画】**

実 施 計 画	内 容	31	32	33	34	35
いきいきサロン 支 援 (講師派遣・助言)	福祉レクリエーションの講座で介護予防、楽しみを目的とした活動を提供し、サロンの活動状況について広報等で見					

内容検討・実施



	える化を行う。 サロン立ち上げの際の助言を行う。						
地 域 サ ロ ン 意 見 交 流 会	各地域で行われているサロンや支え合いの活動を、交流会を通して意見交換することにより、地域福祉活動の活性化へつなげる。						継続・実施
おでかけ支援ゆう あいバス事業	外出のきっかけづくりとして町内のスーパーを巡り、買い物の移動支援を行う。						継続・実施
鏡石町ボランティア 連絡協議会の 機能強化	団体の各活動以外に、視察研修や世代交流イベント等の企画を通し、町内のボランティア団体の育成、支援を行う。						継続・実施
福祉教育事業の 推 進	サマーボランティア、ボランティア入門講座、サロン応援ボランティア養成講座、高齢者疑似体験等を通し、ボランティアに触れ、学ぶ機会を提供し、担い手の創出・育成に努める。						継続・実施

### (3) 地域での見守り・支援システムの構築

#### 【取り組みの方向性】

日ごろから隣近所で挨拶を交わし、住民同士が顔の見える関係をつくり、困りごとが生じたときや災害発生等の緊急時にはお互い助け合い、支え合える関係づくりを推進していきます。

災害直後の支援は、地域での支え合いが重要となります。災害時においても地域で声をかけあい誰もが速やかに避難できるように、災害時の連絡体制や支援体制の構築に努めます。

#### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 支援が必要な人がいれば、見守りや助け合いを近所同士で行いましょう。 ② 異変や問題に気づいたら、役場や地域包括支援センター等の専門機関に相談、連絡しましょう。 ③ 福祉サービス利用に関する情報収集や相談窓口を把握しましょう。 ④ 災害や緊急時の対応など、地域の集いの場で講座が開催された際



	に、積極的に参加しましょう。
地 域	① 隣組単位で積極的な声かけを行います。 ② 民生児童委員や日本赤十字奉仕団等と連携し、情報共有を図ります。 ③ 各地区の自主防災組織の体制を整え、災害や緊急時の対応に関する講座や防災訓練等を関係機関と連携し、開催に努めます。
福 祉 団 体 民間事業者等	① 相談窓口として、臨機応変に対応し、各関係機関につながります。 ② 緊急時には必要に応じて直接支援を行います。
町 社 協	① 災害時には、災害ボランティアセンターを立ち上げる体制を整備します。 ② 地域の防災組織結成の際には協力体制について検討します。 ③ 必要に応じて、自主防災組織を支援し、災害に強いまちづくりを支援します。 ④ 地域の集いの場へ出向き、住民が求めている福祉情報について把握し、必要な情報の提供に努めます。 ⑤ 見守り活動を行うボランティアを支援します。
町	① 認知症サポーター養成講座を開催し、地域住民が見守りや支援を行えるようにします。 ② 民生児童委員との連携を図り、見守り機能の強化を図ります。 ③ 災害時支え合いマップづくりに努めます。

### 【町社協の活動計画】

実 施 計 画	内 容	31	32	33	34	35
見守り活動の推進 (配食サービスボランティア・孫見守り隊・ゆうあい訪問事業)	子どもから一人暮らしの高齢者等、見守り体制を築き、安否確認を行うとともに顔の見える関係を作っていく。					
災害への対策推進	万が一の災害等が発生した場合に備え、サロン等で防災講座を開催し、防災意識を高める。					
災害ボランティアセンターの設置	災害時のボランティア派遣、受け入れ等について、各関係機関と協議し、必要に応じて対応できるようにする。					

## 基本目標 2 生活課題を解決する仕組みづくり

### 【現状と課題】

地域社会における課題やニーズは多様化・複雑化しています。これまでは対象者の生活課題を把握し、解決する相談窓口の充実化を推進してきましたが、高齢者や障がい者、児童等の分野別の相談支援ではなく、相談対象者やその家族等の世帯で抱える生活課題を把握し、解決していく包括的な支援体制を構築することが必要です。

また、多様化・複雑化する生活課題に対して住民へ必要な情報を分かりやすく提供することも求められています。そして、生活課題が深刻化する前に、必要な時に必要な支援が受けられる重層的な相談支援体制の整備が必要です。

### (1) 人権を尊重するまちづくり

#### 【取り組みの方向性】

住民は、一人ひとりの違いを個性として受け入れ、お互いの人格と人権を尊重し、思いやりを持って接する事が大切です。そのために、利用者ニーズの把握と関係機関との連携に努め、一人ひとりの権利を守り、地域で安心、自立した生活を送ることができるよう支援体制を強化します。

住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるように支援を行います。また、虐待の早期発見・早期対応ができる体制を強化します。

#### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 自分を守る制度があることを知り、活用しましょう。 ② 地域に気を配り、虐待などの早期発見・報告等に努めましょう。 ③ 権利擁護についての理解を深めましょう。 ④ 権利が守られていない人を発見したら相談機関につなぎましょう。
地 域	① 行政や社会福祉協議会と協力し、講座や研修会を開催します。
福 祉 団 体 民 間 業 者 等	① 関係機関と調整を図りながら、学習会の場に出向き、制度の内容について住民が理解し、活用できるよう支援します。
町 社 協	① 権利擁護に関する制度をわかりやすく周知します。 ② 日常生活自立支援事業の推進と体制強化を図り、成年後見制度を利用するまでは至らないが、サポートが必要な方への支援を行います。 ③ 成年後見制度、法人後見事業について理解を深めます。 ④ 学習会・講座を通して、認知症や障がい等に関する正しい情報を提

	供します。
町	① 地域活動や生涯学習における福祉教育を推進します。 ② 成年後見制度の周知及び啓発活動を行います。 ③ 成年後見制度利用推進事業を行います。

### 【町社協の活動計画】

実施計画	内容	31	32	33	34	35
日常生活自立支援事業の推進 (あんしんサポート)	認知症や障がいのあるかたを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等のサポートを行う。					
講座・学習会の開催	サロン応援ボランティア養成講座やサマーボランティア、高齢者疑似体験講座等で、認知症や障がいに関する正しい理解と知識の共有化を図る。					
職員の資質向上	事業担当職員が研修会・事例検討へ参加し、権利擁護法人後見事業への理解を深める。					

### (2) 身近な地域で助け合い、支え合うまちづくり

#### 【取り組みの方向性】

多様かつ複雑な生活課題を抱える人に対し総合的な支援を行うため、関係機関が連携・協働する体制が必要です。町社協、町福祉こども課の窓口や地域包括支援センター等の相談窓口で、住民の悩み事や困りごとの把握と不安の解消を図り、安心して生活できる環境を整えるための支援体制を充実します。

#### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 世間話ができる人間関係を築きましょう。 ② 「少し気になる」・「困っている」方が、必要な支援を受けられるよう、相談機関へつながりましょう。 ③ 必要な方に対して安否確認を行い、専門機関へつながりましょう。
地 域	① 地域の中で「困っている」方がいないか、みんなで見守ります。 ② 地域行事等を通じて地域の中での孤立化を防ぎ、相談できる雰囲気を作ります。
福祉団体	① 関係機関が連携を強化し、的確・迅速な対応をします。

民間業者等	
町社協	① 総合的な相談窓口を設置し、各相談機関との連携を図ります。 ② 障がいに関する相談支援事業を推進し、体制強化を図ります。
町	① 相談窓口の機能充実を図ります。 ② 必要な時に必要な情報が手に入るように広報活動を充実します。 ③ 医療・保健・福祉・介護・教育等の連携をより一層充実します。

**【町社協の活動計画】**

実施計画	内容	31	32	33	34	35
総合的な相談窓口設置	分野ごとに分けずに対応できる総合相談窓口を設置し、必要なときに必要な助言や支援が受けられるようにする。				内容検討	
相談支援事業の充実（障がい分野）	障がい者や家族等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。	内容検討・実施				
各関係機関との連携強化（介護保険分野）	介護に関する相談があった際に、町の担当課や地域包括支援センター等と連携を図り、介護保険サービスへとつなぐ。	内容検討・実施				
福祉機器貸出事業の実施	介護保険制度での購入・レンタルができない方や障がい福祉制度での助成対象とならない方への、車いすやベッドの貸し出しを行う。	継続・実施				
生活福祉資金事業の実施	世帯の経済的自立と生活の安定を目指し、県社協が実施している生活福祉資金事業の窓口となり、相談・受付を行う。また、町社協が実施している生活福祉資金事業に関しても、内容を再検討しながら必要なときに支援できるようにしていく。	内容検討 継続・実施				

## 基本目標 3 健康・長寿と生きがいにつながる仲間づくり

### 【現状と課題】

日常的な生活を営む上で、より良い健康状態を保つことは多くの願いです。鏡石町第5次総合計画では、「町民保健と健康づくり支援について」の施策が示されており、住民一人ひとりが日々の生活に生きがいを感じ、健康で豊かな生活をおくることのできるまちづくりを目指しています。

### (1) 各年代に応じた健康づくりの推進

### 【取り組みの方向性】

すべての住民は、健康でいきいきした生活を送ることを望んでいます。町民一人ひとりが健康寿命を延ばし、健やかで心豊かな人生を送ることができるよう、各年代に応じた健康づくり活動を推進します。また、各種検診の受診向上を図り、きめ細やかな指導を行い、生活習慣の見直しや改善による健康増進と疾病を予防する取り組みを行います。

### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 健康に目を向け、健診を積極的に受けましょう。 ② 生活習慣を意識し、生活リズムを整え、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組みましょう。 ③ ストレス解消法や自分にあった休養のとり方を身につけましょう。 ④ 心の状態に目を向け、ストレスへ早めに対処し、必要に応じて相談や医療を受けるようにしましょう。 ⑤ 心の病に対して理解を深め、正しい知識を持つよう心がけましょう。 ⑥ 人とのかかわりを大切にし、積極的に地域活動に参加しましょう。 ⑦ スポーツ、健康づくり教室などのイベントへ積極的に参加しましょう。
地 域	① 住民が楽しく参加できる心身の健康に関する活動・事業の機会や開催する場所を提供します。
福 祉 団 体 民 間 事 業 者	① 依頼があった際に専門職が出向き、心身の健康に関する情報提供を行います。
町 社 協	① 高齢者世帯へ、栄養のバランスがとれた食事の提供を行い、健康づくりを支援します。

	② ニュースポーツ、ストレスケア、コミュニケーションスキル等、心身の健康に関する講座を開催し、地域と連携を図りながら、各世代が興味を持って心身の健康維持向上に取り組めるよう支援します。
町	① 健康に関する正しい知識の普及や情報提供を積極的に行います。 ② 広報等を活用し、健康づくりに関する情報の発信を積極的に行います。 ③ 町民一人ひとりが健康づくりに取り組み、継続して実践できるよう支援します。 ④ 各種健康診査等及び保健指導の充実により生活習慣病予防対策を推進します。

### 【町社協の活動計画】

実施計画	内容	31	32	33	34	35
配食サービスにおける手作り弁当実施	月に1～2回程度のボランティアによる手作り弁当を提供し、栄養バランスのとれた食事がとれるよう援助する。					
サロン事業の充実	地域サロンの対象を高齢者に限らず、要望に応じて、若い世代が行うサロンへの支援も行う。また、世代間交流の機会を通して、心身の健康に関する講座を提案する。					

### （2）総合的な介護予防活動の推進

#### 【取り組みの方向性】

高齢期になっても、元気でいきいきと自分らしい生活ができるよう、高齢者の心身状態や生活活動に応じバランスよく働きかける介護予防事業を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者自身が担い手にもなれる新しい介護予防活動の基盤づくりを行います。

#### 【具体的な取り組み】

主体	役割
住民	① 健康づくりに関心をもち、運動やバランスのとれた食生活を心がけましょう。 ② 身近に心配な高齢者がいたら、行政や専門機関へ連絡しましょう。 ③ 家事や生活の困りごとは、お互いができることで助け合いましょう。

	④ 介護予防に関する講座や研修会等の地域活動へ積極的に参加しましょう。
地 域	① 住民が気軽に参加し、楽しめる地域活動の場づくりを行います。 ② 介護予防に関する講座や研修会等の場を提供し、参加を呼びかけます。
福 祉 団 体 民間事業者等	① 高齢者の状況やニーズ等地域の課題を把握し、介護予防に関する情報の共有や予防活動の協働を図ります。
町 社 協	① 高齢者の閉じこもりを予防し、介護予防のための取り組みを行います。 ② 高齢者の生きがいづくりを支援します。 ③ 訪問介護事業の充実化を図ります。 ④ 住民のニーズに合った在宅サービスの充実化を図ります。 ⑤ 町で行っている運動教室の移動支援を実施します。
町	① 介護保険事業計画に基づき、総合的な介護予防活動を推進します。成・壮年期から健康運動を推進し、ロコモ予防の取り組みを推進します。 ② 介護予防に関する知識や技術を提供するため、出前講座など普及啓発の充実を図ります。 ③ 認知症の方やその家族への支援に取り組みます。

### 【町社協の活動計画】

実 施 計 画	内 容	31	32	33	34	35
生 き が い デイサービス事業 内 容 の 充 実	介護予防や生きがい支援を含む、魅力あふれる活動を提供し、利用者の満足度を高める。また、HPや広報等にて活用できる資源として周知する。					
生きがいと創造事業 の 推 進	通年の講座ばかりではなく、短期で行う講座も開催し、高齢者が新たな「生きがい」を持って生活できるよう支援する。					
一人暮らし高齢者 招待事業の推進	春・秋と年に2回、町内の一人暮らし高齢者の日帰り旅行を企画し、交流や楽しみの機会を提供する。					
訪 問 介 護 事 業 の 充 実	職員の資質向上に努め、利用者の満足度を高める。					
介護予防日常生活 総合事業における	健康運動教室を実施している場所までの移動支援を安心安全に実施する。					

移 動 支 援						
---------	--	--	--	--	--	--

## 基本目標4 子ども・子育てに係る支え合いの関係づくり

### 【現状と課題】

核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化していく中で、子育て世代が孤立することにより出産・育児への不安感は増大しております。また、母親世代が10代から40代と幅広くなり、抱える悩みも多岐にわたり、妊娠中から就学時まで切れ目のない支援が必要となっています。

現代社会は、様々な利便性はあるものの、一歩間違えれば、結果として悩みを増幅させてしまうことがあります。情報の発信をうまく活用する必要があり、特に小学校高学年から高校までは、思春期でもあり虐待や不登校、いじめなど複合的な問題を抱える子どもも多くなってきています。

母親が安心して出産できるとともに、子ども同士が集団の中で育ちあうことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安の軽減、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、保護者だけでなく、地域や学校、関係機関等との連携をさらに強化し、地域で育てるという意識を高め、社会全体で支援していく必要があります。

### (1) 地域ぐるみの子育ての推進

#### 【取り組みの方向性】

地域で子どもは育てるという意識の醸成を図り、子育てをする親の閉そく感や孤独感を解消するとともに、社会全体で子どもと家庭を支える仕組みづくりを進めます。

また、すべての子どもがひととして尊重され、健やかに成長できるよう、総合的な子ども・子育て支援を行います。


#### 【具体的な取り組み】

主 体	役 割
住 民	① 子育て支援策の情報収集に努めましょう。 ② 子育て中の保護者が気軽に交流できるよう、あいさつや会話をしていきましょう。 ③ 地域の子どもの見守りを強化しましょう。 ④ 地域行事に積極的に参加し、交流を図りましょう。 ⑤ 子ども会育成会などに協力しましょう。 ⑥ 虐待につながらないよう、保護者の悩みに耳を傾けましょう。



地 域	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大人も子どもも参加でき、交流できる地区の行事の企画や運営に取り組みます。</li> <li>② 子ども会育成会の活動を支援します。</li> <li>③ 通学路の雑草駆除や除雪に地域ぐるみで協力します。</li> <li>④ 配慮を必要とする子どもに対しても、地区行事や子ども会活動へ参加できるよう取り組みます。</li> <li>⑤ 地区の集会所など、子どもが安全に遊べる場所を提供します。</li> <li>⑥ いじめや虐待などが疑われる場合には関係部署に相談します。</li> <li>⑦ 保育所・幼稚園・小学校・中学校から発信される情報を地域にお知らせします。</li> </ul>
福 祉 団 体 民 間 事 業 者 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育てと仕事が両立できる環境づくりを整備します。</li> <li>② 子ども会育成会と連携して子どもへの支援の推進を図ります。</li> <li>③ 地域で子育て家庭を支える意識を育み、健全な子どもの育成を支援します。</li> <li>④ 欠食児童の健康維持のため子ども食堂について検討します。</li> </ul>
町 社 協	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育てと仕事が両立できる環境づくりを支援します。</li> <li>② 事業者・団体等のネットワークを活用し、見守り運動を推進します。</li> <li>③ 保育施設等での一時預かり等を行えるよう取り組みます。</li> <li>④ 子ども食堂など子どもが健全に育つよう情報提供を行い、コーディネートします。</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育てに関する相談支援体制の強化を図り、妊娠から出産、産後、育児の切れ目ない相談支援を提供します。</li> <li>② 子育てに悩みや不安を抱える世帯に対し、地域と連携して多様な支援を行います。</li> <li>③ 母子保健の充実を図り、子どもの心身の健やかな成長を促進します。保護者の就労等により、就学児が放課後に利用できる放課後児童クラブの充実を図ります。</li> <li>④ 配慮を必要とする子どもを支援する仕組みを検討します。</li> <li>⑤ 子どもを取り巻く環境について、関係機関との連携を図ります。</li> <li>⑥ 虐待が疑われるなどすぐに児童相談所や警察など関係機関と協力します。</li> </ul>

**【町社協の活動計画】**

実 施 計 画	内 容	31	32	33	34	35
子どもの見守りの 推 進	老人クラブ会員が小学校低学年下校時の見守りを各地区で行う。					



## 第5章 計画の推進と進行管理

## 第5章 計画の推進と進行管理

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わる者自身が主体となり、協働して推進していくことが大切です。

そのため、本計画で示した「基本理念」や福祉課題解決のための「基本目標」、取り組みの内容等について、『社協だより』やホームページなどあらゆる機会を通して町民や町内の福祉関係各種団体をはじめ企業などへ広く周知に努め、本計画に対する参画や各自の取り組み等について啓発・普及を行いながら計画を推進していきます。

また、地域における計画の推進については、社会福祉協議会が行政区等さまざまな地域組織と連携して、地域の実情に応じながら取り組み活動を促進していきます。

地域福祉活動計画に基づいて、実際に福祉活動を推進する主役は、地域福祉に関わる住民の皆さんです。

本計画では、様々な立場の住民が計画に参画し、地域の特性を踏まえつつ課題の解決に取り組むことを想定しています。

このため、鏡石町社会福祉協議会では、本計画の住民への周知に努めるとともに、関係機関と連携して適切な進行管理を図ります。

### 1 計画の進行管理

計画の実効性を高め、円滑に実施するためには、進行を適切に管理する体制が必要です。そのため、計画に基づく基本施策の進捗状況や達成度を定期的に把握・評価して、必要に応じて適宜見直し等を行います。また、常により良い活動や取り組みを推進する進行管理体制によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めていきます。

この計画の進行管理については、鏡石町総合計画の達成指標を基に、計画の実行、進捗状況の把握、計画の評価と見直しなどについて意見交換し、提案を年度ごとの事業計画に反映させ、鏡石町社会福祉協議会の理事会へ報告します。

### 2 計画の周知・広報

- ①地域福祉活動計画を効果的に推進するために、住民への計画の周知に努めます。
- ②本計画を鏡石町社会福祉協議会ホームページに掲載します。
- ③地域の住民組織（行政区長協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会など）へ計画を送付し、定例会などで説明します。
- ④概要版を作成し、全戸配付します。

## 第 6 章 付属資料

## 資料 1

### 鏡石町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 この委員会は、鏡石町における地域福祉課題を明らかにするとともに鏡石町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の役割を明確にし、その活動を計画的に推進していくため「地域福祉活動計画」を策定することを目的に設置する。

#### (名称)

第2条 この委員会は、鏡石町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という）と称する。

#### (委員会の役割)

第3条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、本会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

#### (委員の構成)

第4条 委員会は、10名以内をもって構成する。

2 委員会は、別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。

#### (委員の任期)

第6条 委員会の設置期間は、委嘱の日から策定終了日までとする。

#### (会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者及びその他関係者は、委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、鏡石町社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行する。

資料2

鏡石町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

NO	役 職 名	氏 名
1	鏡石町社会福祉協議会理事	佐藤 美乃
2	鏡石町民生児童委員協議会長	相楽 榮子
3	鏡石町行政区長協議会長	岡部 康治
4	鏡石町老人クラブ連合会長	小抜 三吉
5	鏡石町赤十字奉仕団委員長	渡辺 啓子
6	学識経験者	岡田 輝夫
7	鏡石町ボランティア連絡協議会長	大塚 秀俊
8	鏡石町身体障がい者福社会長	面川 平六
9	鏡石町福祉こども課長	関根 邦夫

第1期 鏡石町地域福祉活動計画  
鏡石町社会福祉協議会  
平成31年3月